

神戸市外国語大学学長選考・解任審査等規則実施規程

2023年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学学長選考・解任審査等規則（2023年4月規則第63号。以下「規則」という。）第21条第3項に基づき、規則の実施について必要な事項を定める。

(選考時期等の公示)

第2条 規則第6条第1項に定める公示は、候補者の推薦受付期間の開始日の7日以前に、様式1により、次の事項を示して行う。

- (1) 規則第2条第1項の該当事項
- (2) 学長候補者の推薦受付期間
- (3) 意向投票に関する公示日
- (4) 意向投票日又は投票期間

(候補者の推薦)

第3条 規則第8条第1項に定める推薦は、推薦者5名以上が連署の上、推薦者1名を推薦責任者とし、別紙推薦書（様式2）により、学長候補者1名を所定の期限までに推薦するものとする。なお、当該推薦書並びに推薦書に添付の推薦理由書、学長候補者の経歴及び学長候補者の業績一覧については、意向投票権者に対して公開するものとする。

- 2 候補者の推薦受付期間は、7日間とする。ただし、この期間にあっても、土曜日・日曜日等大学が業務を行わない日は、受付を行わない。
- 3 規則第14条第2項各号の一に該当する者は、学長候補者（以下「候補者」という。）として推薦することができない。
- 4 候補者を推薦する際に、同一人が複数の候補者を推薦することはできない。
- 5 選考会議委員及び学長意向投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）委員長は、推薦責任者及び推薦者となることができない。また、管理委員会委員は推薦責任者となることができない。なお、管理委員会委員が推薦責任者になるときは、委員としての資格を失う。
- 6 推薦された者は、候補者となることを承諾するときは、推薦受付期間内に、別紙承諾書（様式3）を管理委員会委員長に対して提出しなければならない。
- 7 前項の承諾書が推薦受付期間内に提出されないときは、候補者となることを辞退したものとみなす。
- 8 規則第8条第5項に定める選考会議に対する報告は、様式4によるものとする。

(意向投票管理委員会)

第4条 規則第7条第2項に定める管理委員会委員（以下「管理委員」という。）の選

出は、学長選考会議委員以外から行うものとする。

(意向投票等に関する公示)

第5条 規則第9条第1項に定める意向投票等に関する公示は、投票日又は投票期間を設けるときは、その初日の14日以前に様式5により、次の事項を公示する。

- (1) 投票の方法、日時及び投票所
 - (2) 投票用紙の記載方法
 - (3) 学長候補者氏名
 - (4) 所信表明の方法、日時及び場所
 - (5) 期日前投票の有無と、期日前投票を行うときは、その方法、期間及び投票所
 - (6) 候補者が2名以上の場合、決選投票の方法、日時及び投票所
- 2 社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、意向投票期間を設け、また郵送等による投票方法をとることができる。
- 3 前項に定める投票期間を8日間以上設けるときは、期日前投票を行わないことができる。
- 4 管理委員会は、候補者本人が所信表明を行う機会を与えるとともに、期日前投票が開始されるまでに、候補者から提出された所信表明の内容を、規則第11条第2項に定める投票権者に、文書等により通知しなければならない。
- 5 期日前投票を行うときは、その期間は7日間とし、意向投票日又は投票期間を設けるときはその初日の前日に終了する。

(意向投票権者名簿の作成)

第6条 管理委員会は、意向投票等に関する公示日において、意向投票権者を確定し、その名簿(様式6)を作成する。

- 2 前項の名簿に記載されている者のうち、投票日当日又は投票期間を設ける場合においてはその初日に、規則第11条第2項ただし書に該当する者が現れたときは、その者を名簿から削除する。

(期日前投票)

第7条 規則第11条第3項に定める期日前投票を実施するときは、投票権者は、管理委員会が管理する投票所において、書面(様式7)をもって投票用紙(様式8)の交付を請求しなければならない。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、書面(様式7)の提出を郵送等により行うことができる。

- 2 管理委員会は、第1項の書面に不備が無いときは、前条第1項において作成した名簿と照合の上、投票用紙を請求人に交付しなければならない。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、投票用紙(様式8)の交付を郵送等により請求人に交付することができる。
- 3 投票用紙の交付を受けた意向投票権者は、その場で自ら投票用紙に記入し、投票を行うものとする。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、無記

名投票の趣旨を保証したうえで、郵送等による投票を行うことができる。

- 4 期日前投票された投票用紙は、開票前に管理委員会委員長が、投票箱に入れるものとする。
- 5 規則第11条第6項に定める決選投票においては、期日前投票を行うことはできない。
(投票用紙及び投票用紙への記載事項)

第8条 投票は、所定の投票用紙(様式8)を用いなければならない。ただし、候補者が1名のときは、投票用紙(様式9)を用いなければならない。

- 2 投票用紙は、投票日又は投票期間に、投票所において、意向投票権者名簿と照合確認の上、投票人にこれを交付する。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、投票期間の初日の前日までに郵送等の手段により意向投票権者へ交付することができる。
- 3 第1項に定める投票用紙(様式8)には、候補者のうち1名の氏名を、投票用紙(様式9)には、信任のときは「○」を、不信任のときは「×」を記載するものとする。
- 4 投票用紙の交付を受けた投票人は、その場で自ら投票用紙に記入し、投票を行うものとする。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、無記名投票の趣旨を保証したうえで、郵送等による投票を行うことができる。
(投票の効力)

第9条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) 2名以上の氏名を記載したもの
 - (3) 氏名を確認し難いもの
 - (4) 学長候補者として選定された者以外の氏名を記載したもの
- 2 候補者が1名のときは、前項にかかわらず、次の各号の一に該当する投票は、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) 「○」又は「×」以外を記載したもの

第10条 投票の効力につき疑義があるときは、管理委員会がこれを決定する。

(開票)

第11条 開票は、投票終了後、管理委員会が直ちに行う。

- 2 管理委員会は、前項の開票の結果、投票総数の過半数を得た者を1位とし、以降順次、得票の多い者から順位を付け、その結果を選考会議へ報告(様式10)するものとする。
- 3 第1項の開票の結果、投票総数の過半数を得た候補者がいないときは、管理委員会が、規則第11条第6項に定める決選投票(以下「決選投票」という。)の実施を決定する。
- 4 候補者が1名のときは、前2項の定めによらず、開票結果を選考会議へ報告(様式

10) するものとする。

(決選投票)

第12条 決選投票は、前条第1項の開票終了後、直ちに行う。

- 2 管理委員会は、決選投票を行う候補者の氏名を意向投票権者に適切な方法により伝達しなければならない。
- 3 決選投票は、決選投票用の投票用紙(様式11)を用いなければならない。
- 4 管理委員会委員長は、決選投票の結果について、得票の多い者から順位を付け、前条第2項の定めに基づき、選考会議議長に対して報告するものとする。ただし、得票が同数の場合は、両者を1位とする。
- 5 社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、投票期間を設け、郵送等による投票方法をとることができる。
- 6 決選投票の実施にあたっては、第6条及び第8条から第10条の定めを準用する。ただし、投票用紙(様式8)は投票用紙(様式11)と読み替える。

(解任審査請求)

第13条 規則第15条第1項第1号に定める議決は、解任審査請求理由を含め、議決を行わなければならない。

- 2 前項の議決があったときは、教育研究評議会又は経営協議会議長より、選考会議議長へ解任審査請求(様式12)を行わなければならない。
- 3 規則第15条第1項第2号に定める請求を行うときは、解任審査請求署名用紙(様式13)に、解任審査請求理由を明示し、意向投票権者の過半数の署名を様式14により1か月以内に集めなければならない。
- 4 前項において、定められた期間を超えて集められた署名、必要要件を具備していない署名、意向投票権者でない者の署名及び自書でないと認められる署名については、無効とする。
- 5 前項の署名の判定については、管理委員会がこれを行う。

(解任意向投票に関する公示)

第14条 規則第17条第1項に定める解任意向投票の公示は、投票日又は投票期間を設ける場合においてはその初日の14日以前に、様式15により、次の事項を示して行う。

- (1) 規則第14条第2項の該当事項
 - (2) 解任審査請求理由
 - (3) 投票の方法、日時及び投票所
 - (4) 投票用紙の記載方法
 - (5) 意見表明の方法、日時及び場所
 - (6) 期日前投票の有無と、期日前投票を行う場合は、その方法、期間及び投票所
- 2 社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、解任意向投票期間を設け、また郵送による投票方法をとることができる。

3 前項に定める投票期間を8日間以上設けるときは、期日前投票を行わないことができる。

4 期日前投票を行うときは、その期間は7日間とし、解任意向投票日又は投票期間を設けるときはその初日の前日に終了する。

(解任意向投票名簿)

第15条 管理委員会は、解任意向投票に関する公示日において、解任意向投票権者を確定し、その名簿(様式16)を作成する。

2 前項の名簿に記載されている者のうち、投票日当日又は投票期間を設ける場合において、その初日に規則第19条第4項ただし書に該当する者が現れたときは、その者を名簿から削除する。

(解任意向投票にかかる期日前投票)

第16条 規則第19条第5項に定める期日前投票を実施するときは、投票権者は、管理委員会が管理する投票所において、書面(様式17)をもって解任意向投票用紙(様式18)の交付を請求しなければならない。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、書面(様式17)の提出を郵送等により行うことができる。

2 管理委員会は、第1項の書面に不備が無いときは、前条第1項において作成した名簿と照合のうえ、解任意向投票用紙を請求人へ交付しなくてはならない。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、解任意向投票用紙(様式18)の交付を郵送等により請求人に交付することができる。

3 解任意向投票用紙の交付を受けた解任意向投票権者は、その場で自ら解任意向投票用紙に記入し、解任意向期日前投票を行うものとする。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、無記名投票の趣旨を保証したうえで、郵送等による投票を行うことができる。

4 解任意向期日前投票された解任意向投票用紙は、開票前に、管理委員会委員長が、投票箱に入れるものとする。

(解任意向投票用紙)

第17条 解任意向投票は、所定の解任意向投票用紙(様式18)を用いなければならない。

2 解任意向投票用紙は、投票日又は投票期間に、投票所において、解任意向投票権者名簿と照合確認のうえ、投票人にこれを交付する。ただし、社会状況等により選考会議が必要と認めるときは、投票期間の初日までに郵送等の手段により解任意向投票権者へ交付することができる。

(解任意向投票の効力)

第18条 解任意向投票の効力につき疑義があるときは、管理委員会がこれを決定する。

(開票)

第19条 開票は、投票終了後、管理委員会が直ちに行う。

2 管理委員会は、前項の開票の結果を選考会議に対して報告(様式19)するものとする。

る。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学学長選考・解任審査等規程実施細則（2008年9月）は、廃止する。